

## 社会福祉法人 植松保育園 役員等旅費支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人植松保育園の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）に関する旅費及び報酬の支給に関し必要な事項を定める。

### (旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、交通費（バス賃、鉄道賃、航空賃、船賃等）、日当及び宿泊費とする。

### (地位に基づく報酬)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

### (法人運營業務に関する旅費)

第4条 役員等が当法人内で開催される次に掲げる法人業務に出席した場合には、旅費のうち日当のみを1回（1日）につき一律 5,000 円を支給する。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 監事による定期又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 入札の立会
- (7) 研修会等への参加
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

### (その他研修等の旅費について)

第5条 役員等が当法人外で開催される前条に掲げる法人業務に出席した場合には、交通費として実費、日当として1回（1日）につき一律 5,000 円及び宿泊費として実費を支給する。

### (旅費の支給)

第6条 第4条に定める旅費は、その都度通貨にて相当額を支給する。

- 2 第5条に定める旅費は、業務期間終了後、通貨にて相当額を支給する。ただし、出発前にその概算額を仮払いすることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、「社会福祉法人植松保育園役員等旅費支給規程」（平成28年4月1日施行）は廃止する。